

開発事業事前申請書・開発許可申請書・特定開発行為等協議書添付図面等作成要領

(1) 申請書類

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
○	○	○	1	申請書または協議書	(事前申請) ・様式 1 (許可申請) ・様式 2 (要綱協議) ・様式 67	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入のこと。 (筆数が多い場合は、○○番 外○○筆とし、別紙添付) 予定建築物の用途欄に、具体的に記入のこと。 開発面積は、実測面積を記載すること。(小数点3位以下を切り捨てて、小数点2位まで記載)
○	○	○	2	開発事業概要書	・様式 3	<ul style="list-style-type: none"> 詳細に記入 市街化調整区域における露天駐車場、露天資材置にかかると申請書については、別途理由書を添付すること。
○	○	○	3	開発区域位置図	1/2, 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域とその位置 開発区域周辺の都市施設 既存の公共施設、公益施設 開発区域は、赤色に着色のこと。 用途区域界を明示すること。 市町村名、主要駅名、公共・公益施設等については、枠で囲み明示すること。
○	○	○	4	委任状	・任意様式	<ul style="list-style-type: none"> 原本 手続きを第三者に委任する場合は添付すること。
	○	○	5	開発事業協定書	・様式 45	
	○	○	6	開発事業標識設置届	・様式 41	・自己居住用開発は不要。
○	○		7	法第 34 条各号に該当する図書		<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域における開発行為は、立地基準（法第 34 条各号）に適合する必要がある為、第 4 章開発許可基準の【必要書類】を参照し、必要書類を添付のこと。
	○		8	設計説明書	・様式 5 ・様式 6	<ul style="list-style-type: none"> 自己居住用開発は不要 設計説明書には下記の内容を記載すること。記載欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 「設計の方針」では、開発行為の目的、当該区域を選定した理由、開発区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画上注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 「開発区域内の土地の現況」では、土地の地目、その面積及びそれらの割合ならびに開発行為の妨げとなる建築物等を記載すること。 「土地利用計画」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積及びその割合を説明すること。 「公共施設の整備計画」では、公共施設の規模、構造等について記載すること。また、公共施設の管理者となるべき者および公共施設の用に供する土地の帰属に関することも記載すること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名 称	様式等	明 記 事 項
	○		9	法第 32 条の同意書および協議書	・様式 7 ・様式 8	・協議事項を詳細に記載したものであること。 ・公共施設管理者の印があること。 ・協議内容により図面が必要な場合は、図面添付のこと。
	○		10	資金計画書	・様式 9 ・様式 10	・自己居住用および自己業務用（1 ha 未満）の開発は不要。 ・工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 ・道路工事費は路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 ・排水工事費は公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、遊水池について算定すること。 ・附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等工事に関連して算定すること。 ・資金証明（預金残高証明書・融資証明書（3ヶ月以内））の原本を添付のこと。
	○		11	設計者資格調書	・様式 11	・開発区域 1 ha 未満の場合は不要。 （ただし、連絡先を明確にすること） ・卒業証明書又は免許証の写しを添付のこと。
	○		12	申請者資力信用調書	・様式 12	・自己居住用および自己業務用（1 ha 未満）の開発は不要。 ・納税証明書の原本（直前 2 年分の法人税または所得税、および県税（事業税、県民税）ならびに市町村税（固定資産税、市町村民税）で完納がわかるもの）、法人の登記事項証明書の原本（3ヶ月以内）（個人の場合は、住民票記載事項証明書）、法人は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付のこと。 ・借家または借地のため、固定資産税を納付していない場合は、借家または借地の契約書を添付のこと。
	○		13	工事施行者の工事能力調書	・様式 13	・自己居住用および自己業務用（1 ha 未満）の開発は不要。 ・建設業許可証明書添付のこと。 （直営施行の場合等は、登記事項証明書、事業経歴書添付のこと。）
	○	○	14	協議完了日一覧表	・任意様式	・協議課名、処理年月日を記入のこと。 ・協議事項および指示事項がなくても協議課名を明記し、協議終了日欄に協議完了の必要なしと明記すること。
	○	○	15	事前審査要件処理結果図書等	・協議書、同意書 ・許認可書の写し	・処理結果図書の添付順序は「開発事業事前審査結果について（通知）」の順序と同一とすること。 ・開発行為に関係する他法令（道路法、河川法、草津市法定外公共物管理条例等）の許認可書の写しを添付のこと。
○	○	○	16	公図		・開発区域内を緑色で着色のこと。 ・地番、地目、所有者名を記すこと。 ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・法定外公共物（里道を赤色・水路を青色）に着色のこと。 ・公図の調査年月日（3ヶ月以内）および調査者の署名又は記名押印のこと。
○	○	○	17	開発区域内権利者一覧表	・様式 14	・開発許可申請者名義の土地の場合も記載のこと。 ・抵当権者等、その他の権利も記載のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名 称	様式等	明 記 事 項
	○	○	18	開発行為施行同意書	(開発) ・様式 15 (特定開発) ・様式 57	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可申請者名義の土地の場合は不要。 上記の一覧表と同一順序であること。 抵当権等その他の権利がある場合は権利者の同意書も添付のこと。
○	○	○	19	排水同意書	・任意様式	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の排水先が民地の場合は同意書を添付のこと。
○	○	○	20	土地の登記事項証明書	・開発区域のもの	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付のこと。 登記事項証明書は申請時点（3ヶ月以内のもの）の原本を添付すること。
○	○	○	21	擁壁等構造安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> 技術基準に基づくこと。
○	○	○	22	水利計算書		<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内の水利計算書 雨水排水計画の水利計算 技術基準に基づくこと。
○	○	○	23	排水流域図	1/10,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内の流域界 排水経路 系路別ブロック 各ブロックは色分けのこと。 ブロック毎に面積、流出量を明示のこと。 各ブロック別の記号は、下記の計算書の記号と同一のこと。
○	○	○	24	雨水排水流域図	<ul style="list-style-type: none"> 添付図として適切な縮尺を採用すること 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水計画の対象となる地点の流域界を明示すること。 河川、水路の位置は、青線で着色のこと。 流域の形態ごとに区域を着色のこと。また、水理計算書の記号と対照が可能なものであること。 開発区域－赤色 密集市街地－桃色 一般市街地－橙色 畑・田園－黄色 水田－水色 山地－緑色 図中に、流域の形態ごとの流域面積一覧表を明示すること。 必要に応じて、河川・水路等の流路延長等を明示すること。
○	○	○	25	調整池流域図		<ul style="list-style-type: none"> 排水流域図（開発区域内）と兼用することも可。 調整池に流入しない直接放流の流域がある場合は、その区域および面積を明示すること。
○	○	○	26	工程表		
○	○	○	27	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域周辺部 河川、水路、道路 	<ul style="list-style-type: none"> 出来る限り上部から撮影し、開発区域界を赤線で明示すること。 一連写真で撮影のこと。 対象物をあまり小さくしないこと。 カラー写真であること。 河川、水路、道路等はスタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できるように撮影し、幅員について明示のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名 称	様式等	明 記 事 項
○	○	○	28	申請図の図面リスト		・図面には通し番号を付け、リストにすること。

(2) 申請図等 ※図中の標高は、T.P（東京湾中等潮位）で表示のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	1	現況図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 地形 開発区域境界線 土地の地番、地目、所有者名、形状（高低差等） 隣接地においても上記と同様のこと。 令第28条の2第1号に規定する樹木の集団および同条第2号に規定する切土または盛土を行う部分の表土の状況 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 水路等は青色に着色のこと。 境界は確定されたもので赤色にて示すこと。 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。 建築基準法上の道路種別、道路の幅員、道路中心線、道路後退線、道路後退範囲内の工作物等を明記すること。 建築基準法上の道路と法定外の道路について色分けをすること。 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。 境界構造物がある場合は明記すること。
○	○	○	2	土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界 公共施設の位置、形状 予定建築物の形状、規模、用途 擁壁の位置、種類、高さ及び延長 公益的施設の位置、形状 宅地（一区画）面積（専用通路を設ける場合は有効宅地面積も明記） 開発区域内道路の幅員 開発区域が接する道路の道路名、道路幅員 開発区域外既存道路の道路名、道路幅員 道路法第24条工事区域 用途区域界 雨水および汚水の排水系統 集水樹の位置、寸法、深さ 河川名、水路名およびその流向 樹木または樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置および形状 凡例 駐車場、駐輪場の配置計画、寸法 隅切寸法 進入路の位置、形状 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域は赤で明示すること。 施設区別に薄く着色のこと。 宅地—黄色 道路—茶色 公園—黄緑色 水路・調整池—青色 公益用地—赤色 緑地—緑色 建築基準法上の道路種別、道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 建築基準法の有効接道長さ、専用通路長さ・幅員を明記すること。 建築基準法上の道路と法定外の道路について色分けをすること 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。 境界構造物を明記すること。 30cmを超える土留めは擁壁の設置を行うこと。 隣地に排水が流れないように対策を行うこと。 進入路の幅員

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	3	造成計画図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界 切土または盛土をする土地の部分 擁壁の位置、種類、高さおよび延長 法面（がけを含む）の位置および形状 道路の中心線、延長、幅員、勾配および交差点の計画高 道路法第24条工事区域 遊水池（調整池）の位置および形状 予定建築物等の敷地の形状および計画高 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域界は赤で明示すること。 切盛土部別に薄く着色のこと。 切土部－黄色 盛土部－赤色 各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。 既設構造物を利用する場合、その旨明示のこと。 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。
○	○	○	4	造成断面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 切土または盛土をする前後の地盤面 計画地盤高 切土、盛土の着色 構造物明示 官民境界確定線 掘削ライン 擁壁の種類、全高、根入（既設・新設） 転圧方法 盛土の土質条件 	1/100以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面は20m間隔であること。 断面の変化点では、上記に加えて明示すること。 現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色のこと。 官民境界の確定日および番号を明示すること 法勾配、法長明記のこと。 断面は断片的でなく、全体を表すこと。 構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。 道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 擁壁の根入れ、見え高を明示すること。
○	○	○	5	排水計画図（雨水・污水）	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界 排水区域の区域界 遊水池（調整池）の位置および形状 都市計画に定められた排水施設の位置、形状および名称 道路側溝その他の排水施設の位置 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域界は赤で明示すること。 流末には、排水量明示のこと。 各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 排水先は官地であることを確認すること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	5	排水計画平面図 (雨水・污水)	<ul style="list-style-type: none"> ・排水管の管種、管径、勾配 ・人孔の位置および人孔間距離 ・集水枿の位置、寸法、深さ ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川および水路の名称、位置および形状 ・予定建築物等の敷地の形状および計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・法面（がけを含む。）および擁壁の位置および形状 	1/500以上	
○	○	○	6	給水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域の境界 ・給水管の管種、管径 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・自己居住用の開発は不要 ・開発区域界は赤色で明示すること。 ・道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。
○	○	○	7	緑化計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画による配植図 ・緑化面積の明示 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・緑色で着色
○	○		8	がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質および地層の厚さ） ・切土または盛土の計画地盤高と現況地盤高 ・小段の位置および幅 ・石張、張芝、モルタルの吹付けの方法 	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1mをこえるがけ、または、切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること。 ・擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項を示すことは要しない。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	9	構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法 ・擁壁の材料の種類および方法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置および寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質、擁壁を設置する際に求める強度 ・地盤改良や基礎杭等の位置、材料および寸法 ・鉄筋の位置、径および間隔 ・かぶり厚さ ・水抜穴の位置 ・雨水排水等の泥だめの深さ 	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁の配筋図添付のこと。 ・既設の場合も図示のこと。 ・他図（平面図、断面図）との併記は認めない。 ・構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁）に記載のこと。 ・各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとする。 ・その他 開発行為に伴う構造物の寸法
○	○	○	10	雨水排水施設計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・排水計画縦断図 ・施設構造図（オリフィス、余水吐、放流管） 		<ul style="list-style-type: none"> ・調整池平面図には、下記諸元を明示のこと。 貯水容量（m^3） 堆砂容量（m^3） 調整池の天端高さ 調整池の HHWL 調整池の HWL 調整池底高さ オリフィス敷高 オリフィス寸法 余水吐の越流幅、越流推進構造 ・排水計画縦断図には、排水先河川の横断図（HWL）を併記すること。 ・道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。
○	○		11	道路計画縦断図・横断図	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員 ・縦断勾配 ・車道、歩道の別 		<ul style="list-style-type: none"> ・省令第 24 条各号（道路に関する技術細目）の内容がわかるものを作成のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○		12	防災工事計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 等高線 計画道路線 段切位置 防災施設の位置、形状、寸法、名称 運土計画 工事中の雨水排水系路 防災施設の設置時期および期間 	1/1,000 ～ 1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 1 ha 以上で山地の造成について添付のこと。 5 ha 以上で田畑等の造成について添付のこと。
○	○		13	防災施設構図	<ul style="list-style-type: none"> 防災工事において、設置される施設の詳細 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 上記と同様
○	○	○	14	求積図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域全体求積 宅地別求積 公共公益施設用地、道路の求積 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 求積表は出来る限り同一図面に記載のこと。 外周長（辺長）を記入すること。 座標による求積を原則とする。
		○	15	電波障害予測図	<ul style="list-style-type: none"> 机上検討書 		<ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物の場合作成のこと
		○	16	日影図			<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づいた日影図を作成のこと。
○	○	○	17	建築物平面・立面図	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積および延べ床面積の面積表 建ぺい率、容積率および算定式 	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 配置図、各階平面図および二面以上の立面図 立面図・断面図には建築物の高さを明記 ワンルーム形式集合住宅の場合は、専用面積も記載すること。 各平面図、四方向の立面図、建築

【注意事項】

1. 設計図の添付順序 1～3. 5. 6 については、縮尺 1/500 以上で、かつ、同一縮尺とすること。
2. 設計図（位置図含む）にはこれを作成した者が署名または記名押印すること。
3. 図面番号ならびに図面枚数を表示すること。
4. 図面番号と整合した図面目録を添付すること。
5. 添付図面の他図との併記はしないこと。
6. 必要がある場合はカタログを添付すること。
7. 申請者名、図面名称等は図面表右下に表記のこと。
8. 項目ごとにインデックスを添付すること。

建築許可申請図書作成要領

(1) 法第34条第11号の一般区域、同条第12号(条例別表第5第4項)

添付 順序	名称	記 入 要 領
1	許可申請書 (様式29)	○4 許可該当条項および理由欄には、次により記入すること。 指定区域；政令第36条第1項第3号ロ 認定団地；政令第36条第1項第3号ハ ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと。
2	建築物概要書 (様式31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調査 (様式37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。
5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住宅の自借家の別 ・当該市街化調整区域において建築する理由 ・建築物の着工・完了予定年月日 ・現住居の許可後の取扱い方法 ・指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容(詳しく記入のこと。)
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票(家族全員)の原本(3ヶ月以内のもの) ただし、本籍の記載は不要。
7	申請地の登記事項証明書 および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 (取得時のローンの場合は不要)
8	確認申請書または 建築計画概要書	○直近のもの
9	申請地の 売買契約書等	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 ・売買契約書(所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること) ・相続により承継する場合は、贈与が確実であることを証する書面
10	申請地の現況写真	○ 全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2,500~1/25,000の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの)
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)
13	計画平面図	○境界、敷地面積、建物の位置、延床面積、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)
14	求積図	○現況図と併用してもよい。
15	横断図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16	建築物平面・立面図	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。

建築許可申請図書作成要領

(2) 法第34条第12号(条例別表第5第1項、第2項、第3項)

添付 順序	名称	記入要領
1	許可申請書 (様式 29)	○4 許可該当条項および理由欄には、政令第36条第1項第3号ハと記入すること。 ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと。
2	建築物概要書 (様式 31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調書 (様式 37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。
5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住居の規模、家族構成、および自借家の別 ・当該市街化調整区域に土地を求めた理由 ・建築物の着工・完了予定年月日 ・現住居の許可後の取扱い方法
6	理由書の内容説明 および証明資料	○自借家証明等(賃貸借契約書の写(ない場合は家主証明)、土地建物登記事項証明書(公営住宅については不要)) ○結婚で独立する場合は、相手の証明書 ○現住居の間取り図、写真(狭小過密の場合のみ) ○住民票(家族全員)の原本(3ヶ月以内のもの)ただし、本籍の記載は不要。
7	申請地の登記事項証明書 および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。 (取得時のローンの場合は不要)
8	確認申請書または建築計画概要書	○直近のもの
9	申請地の売買契約書等 (所有権がない場合、借地は二親等までしか認めない)	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 ・売買契約書 ・相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得すること確実であることを証する書面(相続の証明書)。
10	申請地の現況写真	○全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2,500~1/25,000の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの)
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺 1/50~1/100)
13	計画平面図	○境界、敷地面積、建物の位置、延床面積、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺 1/50~1/100)
14	求積図	○現況図と併用してもよい。
15	横断図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16	建築物平面・立面図	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。

